

みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
http://setagaya-sr.main.jp/

【今月のテーマ】

- 厚生年金の被保険者数が拡大
- 「働き方改革」先送りへ
- 同一労働・同一賃金 - 日本郵便訴訟
- One Point 同一労働同一賃金とは

厚生年金の被保険者数が拡大

昨年10月より厚生年金保険および健康保険（社会保険）の加入対象が拡大し、一定の要件を満たした短時間労働者が厚生年金保険・健康保険の被保険者となりました。

具体的には、平成28年10月から、週30時間以上働く方に加え、従業員501人以上の会社で週20時間以上働く方などにも厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がり、さらに、平成29年4月からは、従業員500人以下の会社で働く方も、労使で合意すれば社会保険に加入できるようになりました。

これに伴い、6月末までに新たに1270事業所で1742人が社会保険に加入したことが公表されました。

「働き方改革」先送りへ

安倍晋三首相が衆議院を解散する意向を固めたことを受け、政府が臨時国会で成立を目指していた働き方改革関連法案の国会提出は先送りになる見込みです。

この法案には、長時間労働の是正や非正規労働者の処遇改善などが含まれ、これらの審議は来年の通常国会にずれ込む可能性があります。法案は施行期日が2019年4月とされており、審議が来年までずれ込んだ場合、企業の準備にも影響がでてくることが予想されます。

同一労働・同一賃金 - 日本郵便訴訟

日本郵便の契約社員の男性3人が正社員と同じ仕事をしているのに手当などに格差があるのは違法だとして、日本郵便に計約1500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が東京地裁でありました。春名茂裁判長は訴えの一部を認め、住居手当や有給の病気休暇がないことなどは「不合理な労働条件の相違に当たる」と判断し、日本郵便に計約92万円の賠償を命じました。

被告の日本郵便は15日、一部の格差を違法とした14日の東京地裁判決を不服として控訴しました。

また、原告側も、請求額約1500万円の大半が認められなかったことなどを不服として控訴しています。

2013年施行の改正労働契約法は正社員と非正社員の不合理な待遇の違いを禁じており、本訴訟では格差の合理性が争われています。

One Point 同一労働同一賃金とは

同一労働同一賃金とは、正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正社員（有期雇用労働者・パートタイム労働者・派遣労働者）の間で、不合理な待遇差をなくすという賃金政策のひとつです。どのような待遇差が不合理で、どのような待遇差が不合理でないかは「同一労働同一賃金ガイドライン案」に、待遇ごとに事例も含めて示されています。

今後、正社員と非正社員間の待遇差について、法改正に向けた検討を行っていく予定であり、このガイドライン案は、今後、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定される予定です。ガイドライン案は、現時点では「案」であり、今後、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定され、これから検討される改正法案の施行時期に合わせて施行される予定です。このため、今回のガイドライン案を守っていないことを理由に、行政指導等の対象になることはありません。

しかしながら、現行の労働契約法（20条）、パートタイム労働法（8条・9条）でも、正社員と非正社員間の不合理な待遇差は禁止されており、注意する必要があります。